

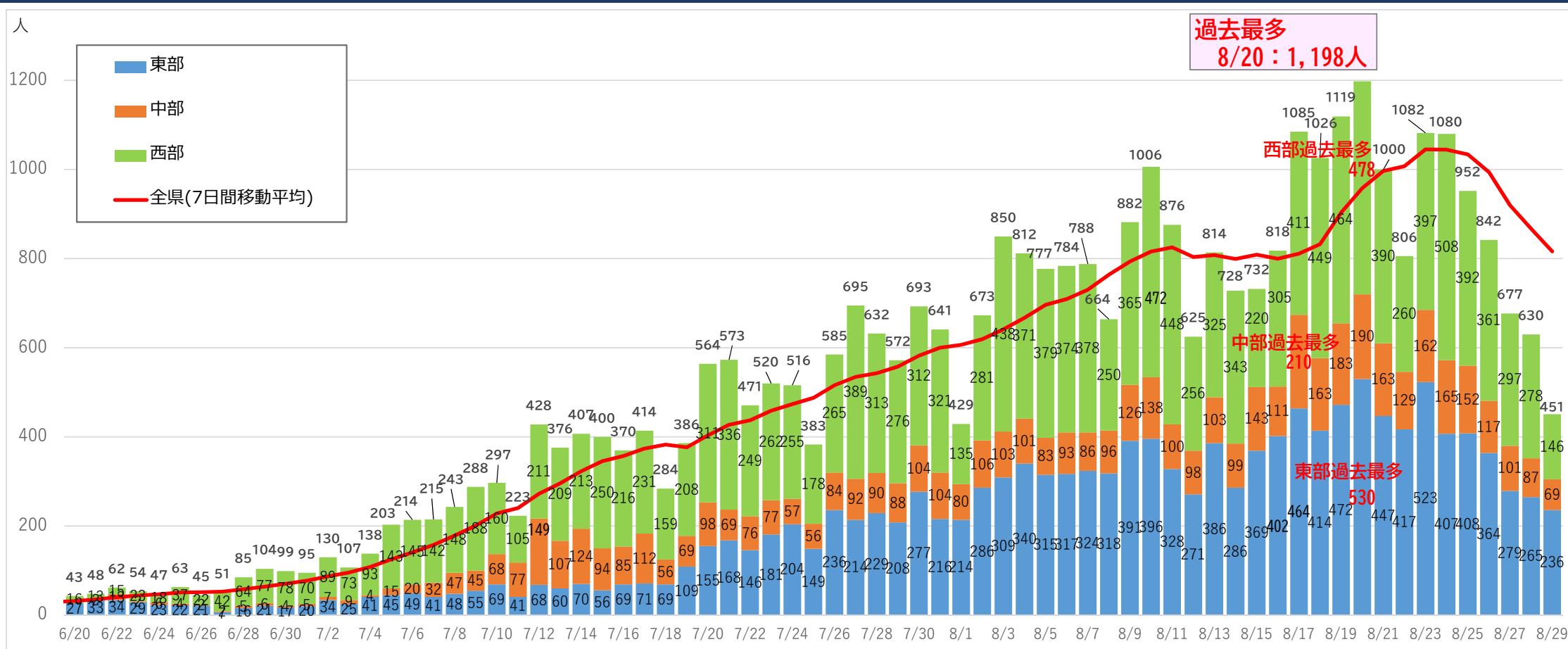
鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第264回）

第108回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

- 日時：令和4年8月29日（月）午後2時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：
 - ・知事、副知事、統轄監
 - ・新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局（テレビ会議参加）
 - ・東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
 - ・鳥取市長、鳥取市保健所長
 - ・鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
 - ・千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
 - (1) 県内の感染状況について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定について
 - (3) その他

新規陽性者数の推移

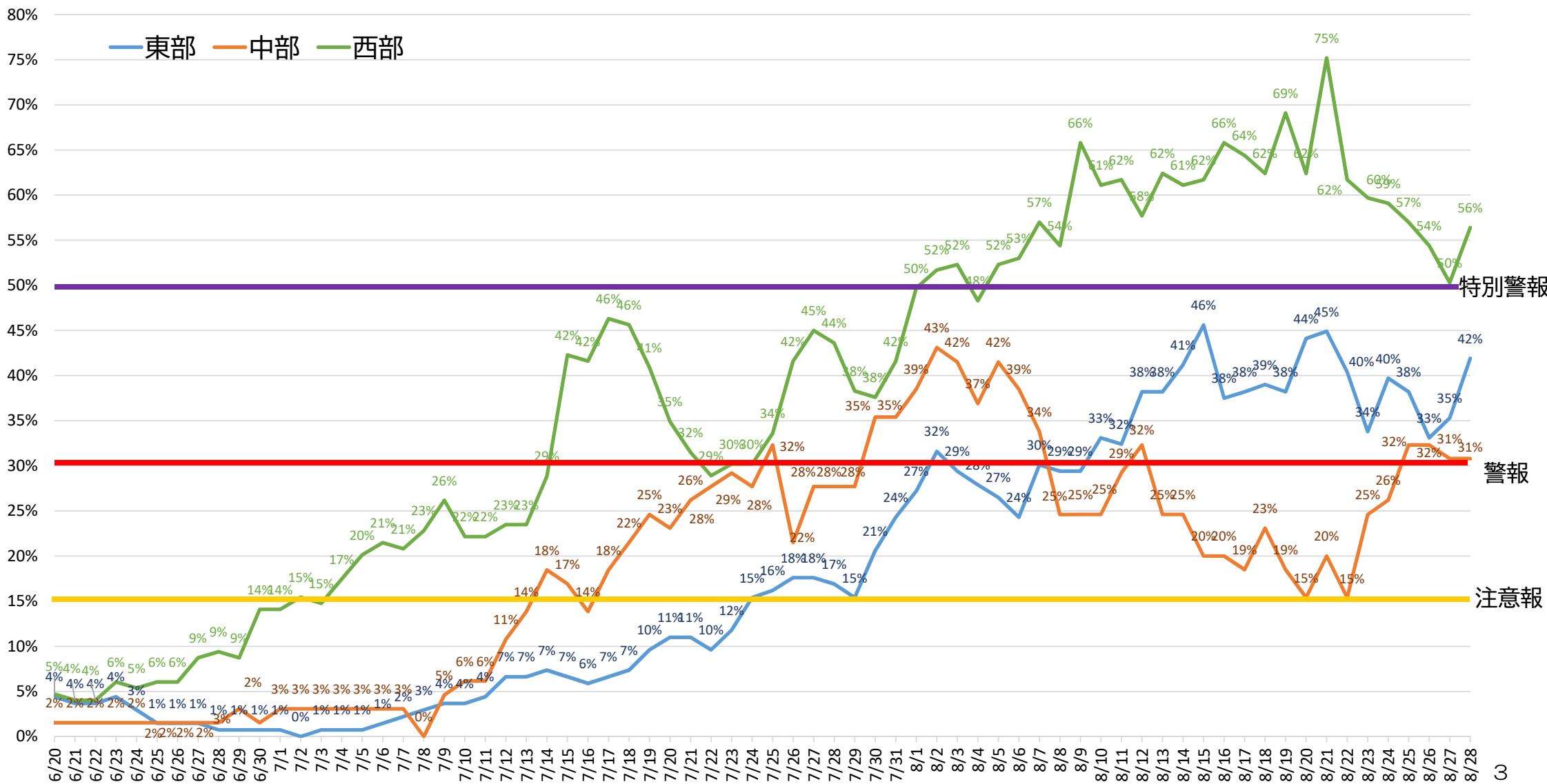
【公表日ベース】



6/20~8/29保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	14,151	5,723	17,096	36,970

病床使用率の推移



国への発生届の限定に係る届出

本日(8／29)付けて届出し、9月2日から適用予定

本県の対応方針

【訂正】本部会議後に厚生労働省から適用日を8月31日(水)から9月2日(金)に延期する旨の連絡があったため、訂正します。

- ◆ BA.5 の特性に応じ、陽性者の安心を確保しつつ重症化リスクのある方の対応に重点化
- ◆ 全数把握を止めた場合においても、本県独自の新システムで全ての陽性者の安心を確保
 - 重症化リスクのある方を医療機関と連携し重点的に対応
 - 重症化リスクの低い方のため、「陽性者コンタクトセンター」を新たに設置し、今までの支援を格段に迅速化
 - 療養中に体調悪化した方を適切な医療機関につなげる
 - センター登録者へ、パルスオキシメーター全戸配布、食料品配布や健康観察、療養証明書発行
 - 分野別クラスターチームによる施設内での拡大を防止
 - 施設内での体調不良者の速やかな把握
 - 陽性者確認時の施設自らの早期検査実施

【9/2スタート】BA.5対応型安心確立進化系システム

従来

全数対応で人的、時間的コストが大きい

診 察

発生届(ハーシス入力)

保健所

個別連絡

処遇判定

入院等

パルスオキシメーター発送等

新システム

重症化リスクのある方

全体の約2割

時間短縮

診察

発生届
(ハーシス入力)

保健所

個別連絡

処遇判定

入院等

パルスオキシメーター発送等

それ以外の方

診察

陽性者が連絡
(医療機関は案内)

陽性者コンタクト
センター

手続き省略化による
スピードアップ

件数減によるスピードアップ

【9/2スタート】BA.5対応型安心確立進化系システム

発症時

- 症状のある方は、診療・検査医療機関で受診・検査を実施(感染不安のある方は無料検査へ)
- **陽性が判明した際、医師等が重症化リスク等の有無を確認**

重症化リスクのある方

➤ **発生届により保健所が陽性者を把握**

陽性
判明時

- 保健所による積極的疫学調査
- 患者の症状等に応じた療養調整
※入院・宿泊・在宅療養を決定等

療養
期間中

- **保健所から支援物資を配達**
(パルスオキシメーターの全戸配布等)
- **健康観察**
(かかりつけ医、保健所、訪看ステーション、My HER-SYS)
- **体調悪化時の受診調整**

療養
終了後

- 「療養証明書」を発行
(HER-SYS機能の活用を含む)

重症化リスクの低い方

➤ **本人から『陽性者 kontaktセンター』へ連絡**

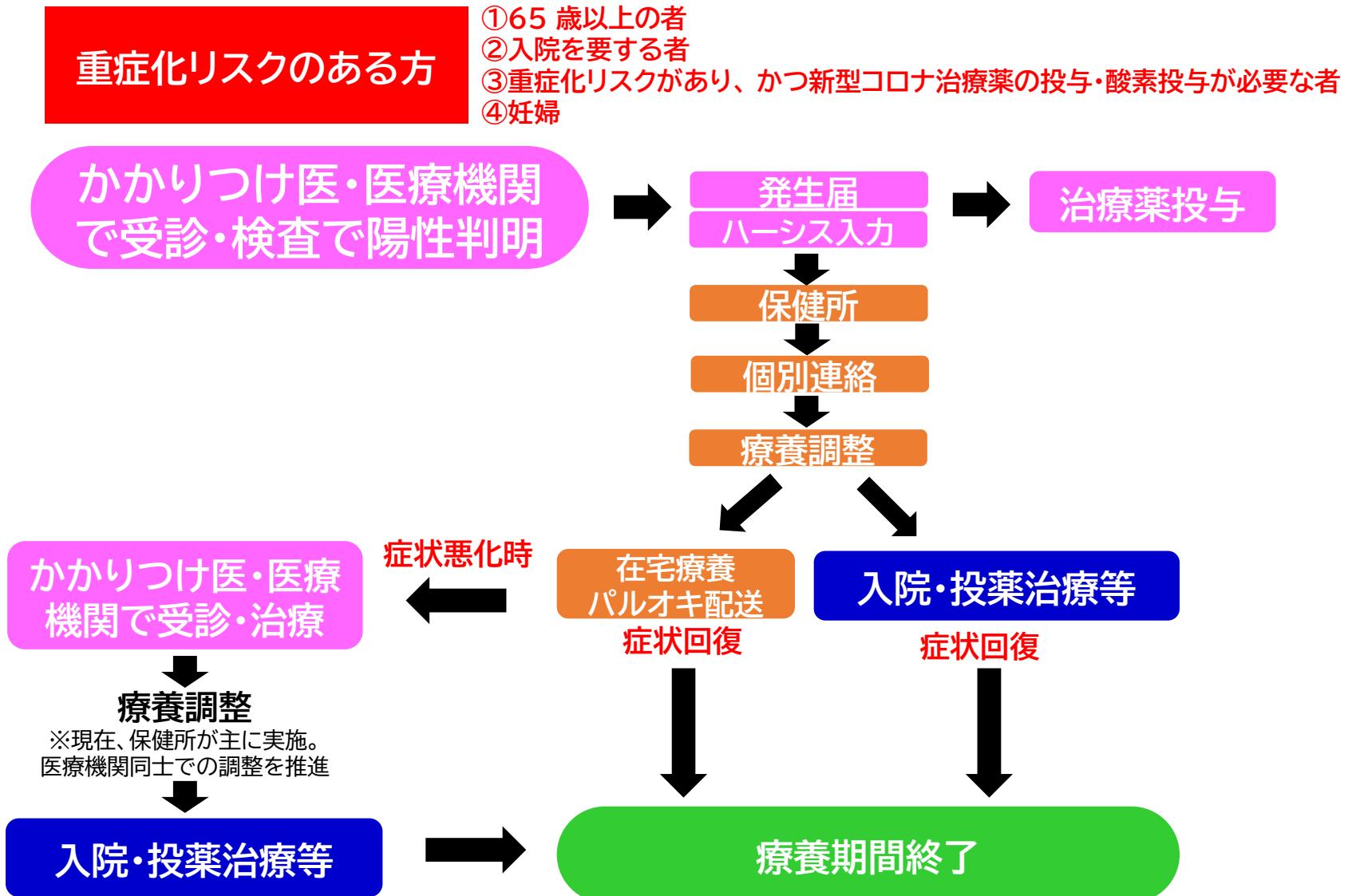
- **療養指導の実施**
療養期間や療養生活のポイントなどを説明

同じように
サポート

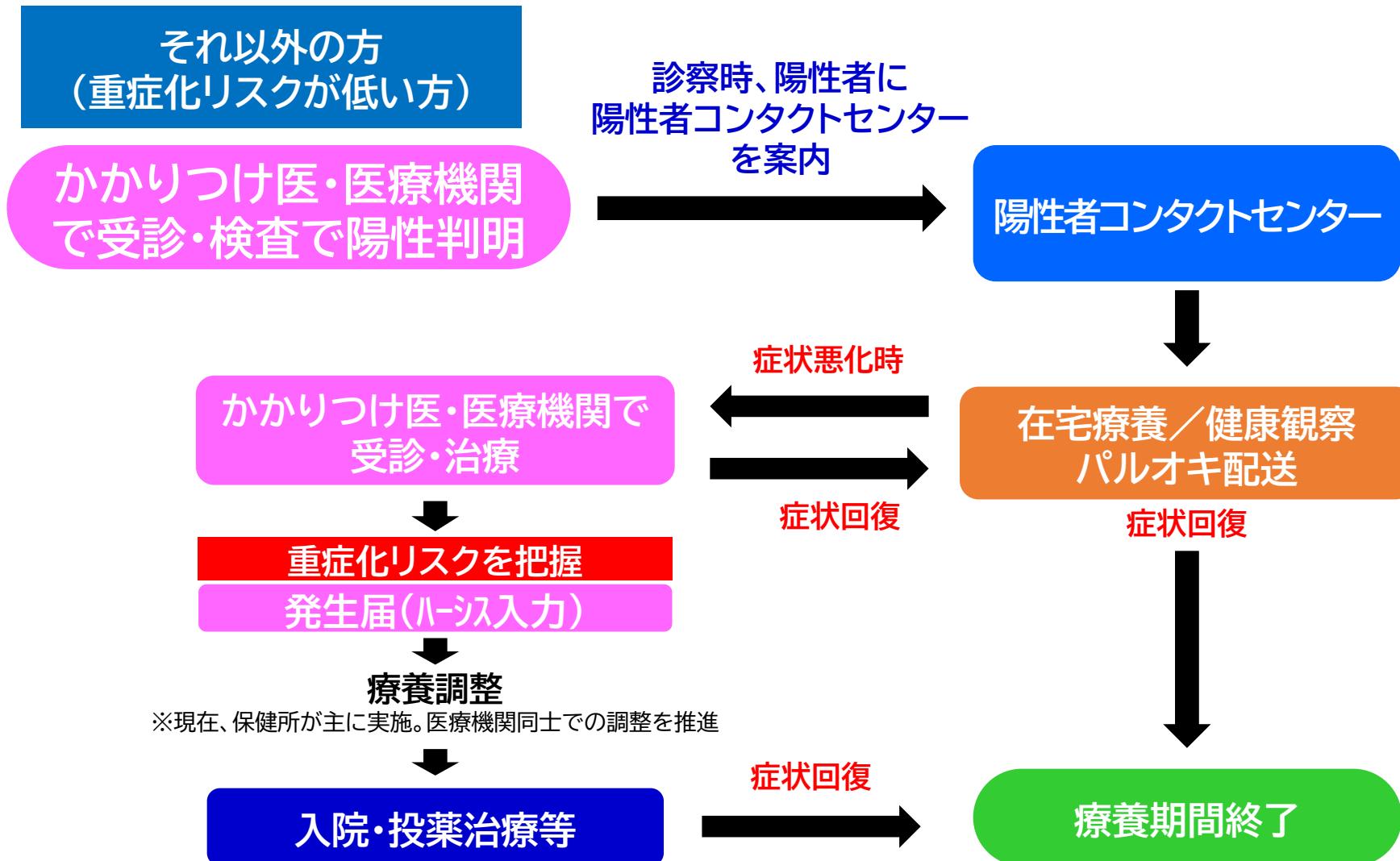
- **保健所から支援物資を配達**
(パルスオキシメーターの全戸配布等)
- **健康観察**
(かかりつけ医、My HER-SYS)
- **体調悪化時の受診調整**

- 「療養証明書」を発行
(HER-SYS機能の活用を含む)

BA.5対応型安心確立進化系システム(重症化リスクのある方)



BA.5対応型安心確立進化系システム(それ以外の方)



陽性になられた方の対応

①重症化リスクの高い方（以下の届出対象者に該当する方）

今までどおり、保健所が医療機関からの発生届を受け、陽性者へ連絡します。

＜届出対象者＞

- ・65歳以上の方
- ・入院をする方
- ・重症化リスクありかつコロナ治療投薬又は酸素投与が必要
- ・妊婦の方

②重症化リスクの低い方（①以外の方）

陽性者ご本人からコンタクトセンターへご連絡お願いします。（※医療機関から登録について案内）

登録については、電話のほか、メール、専用の登録ページもご利用いただけます。

【②の方の療養について】

- ・原則「自宅療養」となります。
- ・発症時はかかりつけ医等医療機関を受診ください。治療費は全額公費負担のため、自己負担はありません。受診先に困る場合はコンタクトセンターにご相談ください。受診可能な医療機関を案内します。
- ・療養期間中は外出自粛と、毎日2回の体温測定やパルスオキシメーターで血中酸素濃度(SpO2)測定などご自身で行ってください。→HER-SYS(マイハーシス)又は電話による健康観察を実施

濃厚接触者(同居家族)について

- ・5日間の外出自粛、ご自身で7日間の健康観察を実施してください。
- ・発症時はかかりつけ医等医療機関を受診ください。受診先に困る場合は受診相談センター又はコンタクトセンターにご相談ください。受診可能な医療機関を案内します。

届出対象外の方に係る療養証明書の発行

○本県では、県民の皆様の利便性が低下しないよう、これまでと同様に、感染症法に基づく**届出の対象外となつた方であっても、患者と診断された方に対して、療養証明書を発行します。**

<国の考え方(令和4年8月25日厚生労働省事務連絡)>

届出の対象外となる者については、HER-SYSの登録が行われず、**My HER-SYSや紙の療養証明書の発行は想定されない。**

(厚生労働省と金融庁が対応を検討中(報道ベース))

※本県では新規陽性者の約8割が届出の対象外となる見通し。

『陽性者コンタクトセンター』の設置

県及び鳥取市に設置する『陽性者コンタクトセンター』で陽性者登録・健康観察・相談対応を実施

受付電話番号

- ・東部管内の方：☎0120-564-962（9/6から）、0857-30-8555（9/5まで）
- ・中・西部管内の方：☎0857-26-8633 ※24時間対応(陽性者受付は8:30~20:00,その他は緊急時対応)

陽性者コンタクトセンターの機能及び体制

【重症化リスクの低い方へのファーストタッチ】

- ・陽性者情報受付（年齢、基礎疾患、連絡先等）
⇒重症化リスクのある方と判明した場合は保健所へ引継ぎ
- ・パルスオキシメーター、食料品の案内・配布
- ・マイハーシスへの登録案内(療養証明の取扱についても案内)
- ・外出自粛を要請
- ・宿泊療養希望者の調整

【健康観察】

- ・マイハーシス、電話による日々の健康観察
- ・要留意者は看護協会と連携して健康観察
- ・健康観察終了後、療養証明書を発行

【緊急時等対応】

- ・在宅療養中の体調不良時には受診可能な医療機関を案内

【通常相談対応等】

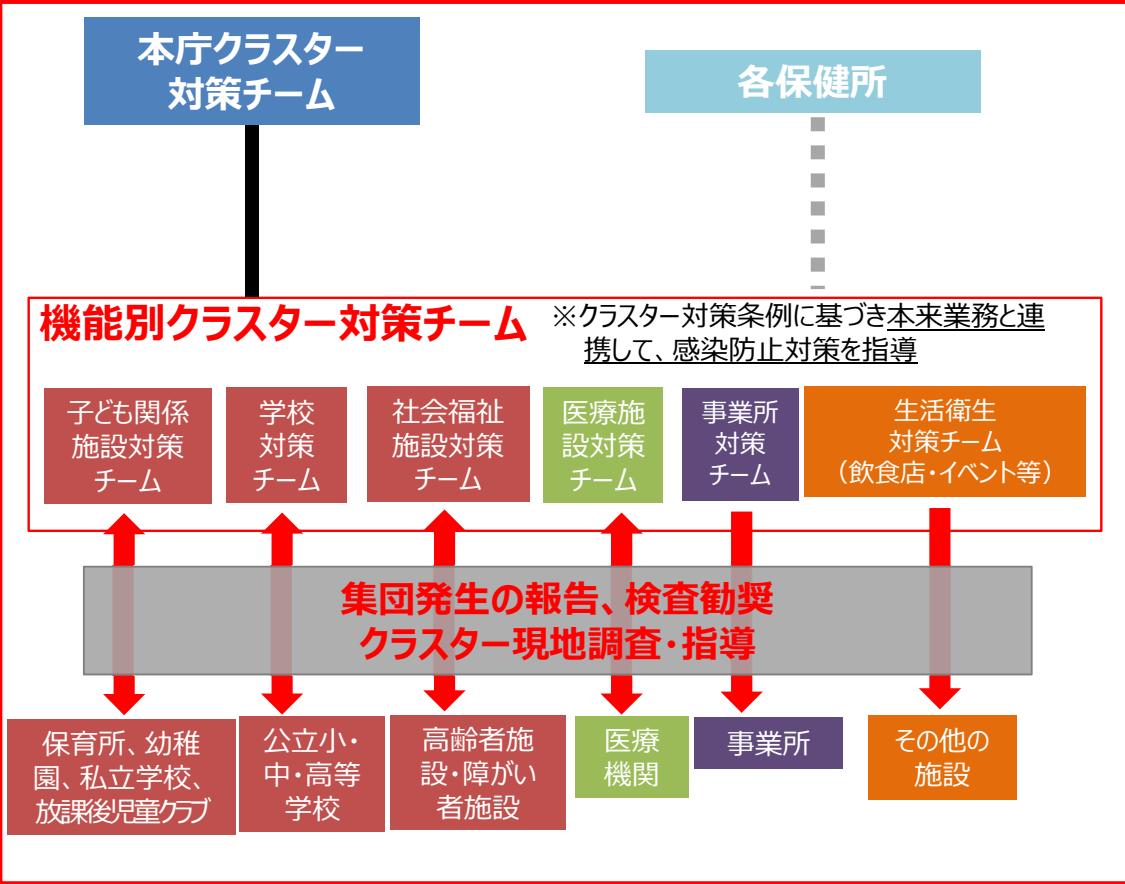
- ・陽性者以外の受診相談、発熱等相談対応
- ・濃厚接触者の対応相談
- ・各保健所との連絡調整 等

【実施体制】

- 鳥取市に設置するコンタクトセンター
 - ・外部委託対応を含めて検討中
- 県庁に設置するコンタクトセンター
 - ・新型コロナウイルス感染症対策推進課内に『コンタクトセンター担当』を新設
 - ・専任職員5名(参事1名・事務職員4名) + 保健師1名 + 本庁等全職員の応援体制で業務実施

要配慮施設の感染拡大抑制体制

クラスター対応の重点化・専門化



● 子ども関係施設の対策強化

陽性者が確認され、保育所等の中で感染が疑われる場合などは、子ども関係施設対策チームが市町村と連携し、スピーディーに施設内での感染状況を現地確認し、感染防止対策の助言指導を行う。（中・西部地域で先行実施）

→子ども間、子どもを通じた地域全体への感染拡大を早期に防止

● 社会福祉施設・医療機関の対策強化

施設内での感染拡大が危惧される場合、早期の検査実施と施設の行うゾーニングをはじめとする感染防止対策について、助言指導を行う。

→重症化リスクのある陽性者への関与をこれまで以上に強化し、施設の感染防止対策を徹底することで広がりを抑制

県内全域に「感染急拡大厳重警戒情報」を発出中

新規陽性者数が引き続き高い水準で推移していることから、県内全域に「感染急拡大厳重警戒情報」を発出しています。

高齢者施設、医療機関での感染が増加し、医療がひっ迫し始めています。

また、県外往来や放課後児童クラブ、保育施設でも感染が増えています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、特別の感染対策をお願いします。

地域	区分	備考
県内全域	感染急拡大厳重警戒情報	8/10～

「鳥取県版 新型コロナ警報」（8月28日現在）

西部地区に「特別警報」、東部地区及び中部地区に「警報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/4～
中部地区	警報	8/2～
西部地区	特別警報	8/4～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超)（3日連続した日の翌日から）

<最大確保病床使用率(8/28)> 東部(41.9 %)、中部(30.8 %)、西部(56.4 %)

⇒西部地区は、高いレベルで推移しており、医療への負荷が増大しています。

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができる

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値(8月28日現在)	本県独自目安 (状況を踏まえ総合的に判断)		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	1,032.5人 (5,714人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	46.0% (161/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	2.1% (1/47床)	—	50%	

参考指標	数値(8月28日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	1,560.7人 (8,637人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	33.2% (5,714人/17,206件)
感染経路不明割合(直近1週間)	確認中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが8/28（日）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
371	保育所	○	鳥取市	26名	8/19～27
372	放課後児童クラブ	○	鳥取市	17名	8/22～23
373	高齢者福祉施設	○	鳥取市	15名	8/23～25
374	認定こども園	○	米子市	9名	8/23～27
375	社会福祉施設	○	米子市	8名	8/23～27
376	事業所	○	境港市	24名	8/22～27

2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養、宿泊療養または在宅療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（371例目）

保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者26名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全て者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/26（金）から休園している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参照し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、特定施設であることから早急な再開と再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（372例目）

放課後児童クラブ

陽性者数	所在地
児童クラブ関係者17名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全て者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/23（火）から閉鎖している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、特定施設であることから、早急な再開と再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（373例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員15名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全て者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/24（水）から閉鎖している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（374例目）

認定こども園

陽性者数	所在地
園関係者9名	米子市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全て者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/27（土）から休園している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参照し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（375例目）

社会福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員8名	米子市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全て者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、施設管理者は、施設の性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（376例目）

事業所

陽性者数	所在地
従業員24名	境港市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全て者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、事業を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用者その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用者その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用者その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることがないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<こころとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター		0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392